

阿南工業高等専門学校 I R 戦略室規則

(平成31年 4 月 1 日)

(規 則 第 1 号)

(設置)

第 1 条 阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）に阿南工業高等専門学校 I R 戦略室（以下「戦略室」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 戦略室は、本校の円滑な運営と経営戦略計画策定に資する情報を学内外から収集、分析し、情報を必要とする部署に提供することを目的とする。

(業務)

第 3 条 戦略室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本校の運営に関わる包括的な調査・分析・評価に関する業務
- (2) 本校の入学検査に関わる包括的な調査・分析・評価に関する業務
- (3) その他、前条の目的達成に必要な業務

(組織)

第 4 条 戦略室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長 1 名
- (3) 各コース教員のうちから選出された者 各 1 名
- (4) 入試分析担当教員 若干名

(任期)

第 5 条 前条に規定する室員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長)

第 6 条 室長は、本校教員の中から校長が指名した者をもって充て、戦略室を代表し、その業務を統括する。

2 室長に事故あるときは、室長があらかじめ指名した副室長がその職務を代行する。

(副室長)

第 7 条 副室長は、本校教員の中から、室長が指名した者をもって充て、室長の業務を補佐する。

(入試分析担当教員)

第 8 条 入試分析担当教員は、本校教員の中から、室長が指名した者をもって充て、入試分析の業務を行う。

(事務)

第 9 条 戦略室に関する事務は学生課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、戦略室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 3 月 21 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。